

○船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）

（附則第七十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
(2) (略)	<p>第四十六条 障害年金ノ支給ヲ受クル権利ヲ有スル者ガ其ノ受クル権利ヲ有スル障害年金ノ支給事由タル障害ニシテ厚生労働省令ヲ以テ定ムル程度ノモノニ因リ常時又ハ隨時介護ヲ要スル状態ニ在リ且常時又ハ隨時介護ヲ受クルトキハ当該介護ヲ受クル期間（左ニ掲タル期間ヲ除ク）其ノ者ニ対シ介護料ヲ支給ス</p> <p>一 障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）第五条第十二項ニ規定スル障害者支援施設（次号ニ於テ障害者支援施設ト称ス）ヘノ入所ノ期間（同条第六項ニ規定スル生活介護（次号ニ於テ「生活介護」ト称ス）ヲ受ケタル場合ニ限ル）</p> <p>二 障害者支援施設（生活介護ヲ行フモノニ限ル）ニ準ズル施設トシテ厚生労働大臣ノ定ムルモノヘノ入所ノ期間</p> <p>三 病院又ハ診療所ヘノ入院ノ期間</p>	<p>第四十六条 障害年金ノ支給ヲ受クル権利ヲ有スル者ガ其ノ受クル権利ヲ有スル障害年金ノ支給事由タル障害ニシテ厚生労働省令ヲ以テ定ムル程度ノモノニ因リ常時又ハ随时介護ヲ要スル状態ニ在リ且常時又ハ随时介護ヲ受クルトキハ当該介護ヲ受クル期間（左ニ掲タル期間ヲ除ク）其ノ者ニ対シ介護料ヲ支給ス</p> <p>一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第三十条ニ規定スル身体障害者療護施設其ノ他之ニ準ズル施設トシテ厚生労働大臣ノ定ムルモノヘノ入所ノ期間</p>
(2) (略)	<p>二 病院又ハ診療所ヘノ入院ノ期間</p>	

○労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）

（附則第七十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改
正
案

現
行

第十二条の八（略）

②・③（略）

④ 介護補償給付は、障害補償年金又は傷病補償年金を受ける権利を有する労働者が、その受ける権利を有する障害補償年金又は傷病補償年金の支給事由となる障害であつて厚生労働省令で定める程度のものにより、常時又は隨時介護をする状態にあり、かつ、常時又は隨時介護を受けているときに、当該介護を受けている間（次に掲げる間を除く。）、当該労働者に対し、その請求に基づいて行う。

第十二条の八（略）

②・③（略）

④ 介護補償給付は、障害補償年金又は傷病補償年金を受ける権利を有する労働者が、その受ける権利を有する障害補償年金又は傷病補償年金の支給事由となる障害であつて厚生労働省令で定める程度のものにより、常時又は隨時介護をする状態にあり、かつ、常時又は隨時介護を受けているときに、当該介護を受けている間（次に掲げる間を除く。）、当該労働者に対し、その請求に基づいて行う。

一 障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）第

五条第十二項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）に入所している間（同条第六項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）に

一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第三十条に規定する身体障害者療護施設その他こ

れに準ずる施設として厚生労働大臣が定めるものに入所している間

準ずる施設として厚生労働大臣が定めるものに入所している間

三 病院又は診療所に入院している間

第二十四条 介護給付は、障害年金又は傷病年金を受ける権利を有する労働者が、その受ける権利を有する障害年金又は傷病年金の支給事由となる障害であつて第十二条の八第四項の厚生労働省令で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けているときに、当該介護を受けている間（次に掲げる間を除く。）、当該労働者に対し、その請求に基づいて行う。

一 障害者支援施設に入所している間（生活介護を受けている場合に限る。）

二 第十二条の八第四項第一号の厚生労働大臣が定める施設に入所している間

三 病院又は診療所に入院している間

② (略)

第二十四条 介護給付は、障害年金又は傷病年金を受ける権利を有する労働者が、その受ける権利を有する障害年金又は傷病年金の支給事由となる障害であつて第十二条の八第四項の厚生労働省令で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けているときに、当該介護を受けている間（次に掲げる間を除く。）、当該労働者に対し、その請求に基づいて行う。

一 身体障害者福祉法第三十条に規定する身体障害者療護施設その他第十二条の八第四項第一号の厚生労働大臣が定める施設に入所している間

二 病院又は診療所に入院している間

② (略)

○国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）

（附則第七十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（介護補償）

第十四条の二 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて人事院規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、国は、当該介護を受けている期間、介護補償を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償の支給は、行わない。

一 病院又は診療所に入院している場合

二 障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）第

五条第十二項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合
（同条第六項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

（介護補償）

第十四条の二 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて人事院規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、国は、当該介護を受けている期間、介護補償を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償の支給は、行わない。

一 病院又は診療所に入院している場合

二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第三十条に規定する身体障害者療護施設その他これに準ずる施設として人事院が定めるものに入所して

いる場合

三 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に
準ずる施設として人事院が定めるものに入所している
場合

2
(略)

2
(略)

○特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）

（附則第七十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改
正
案

現
行

（支給要件）

第二十六条の二 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する特別障害者に対し、特別障害者手当（以下この章において「手当」という。）を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所しているとき（同法に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）。
- 二 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所しているとき。
- 三 病院又は診療所（前号に規定する施設を除く。）に

（支給要件）

第二十六条の二 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する特別障害者に対し、特別障害者手当（以下この章において「手当」という。）を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する身体障害者療護施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに収容されているとき。
- 二 病院又は診療所（前号に規定する施設を除く。）に

継続して三月を超えて入院するに至つたとき。

継続して三月を超えて収容されるに至つたとき。

○地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百二十一号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）

（附則第七十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（介護補償）	（介護補償）

第三十条の二 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて総務省令で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して総務大臣が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

（介護補償）

第三十条の二 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて総務省令で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して総務大臣が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

一 病院又は診療所に入院している場合

二 障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第六項に規定する生活介護（次号において「生

一 病院又は診療所に入院している場合

二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第三十条に規定する身体障害者療護施設その他これに準ずる施設として総務大臣が定めるものに入所している場合

「生活介護」という。) を受けている場合に限る。)

三 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に

準ずる施設として総務大臣が定めるものに入所してい

る場合

2
(略)

2
(略)

○介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）

（附則第八十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（適用除外に関する経過措置）

第十一條 介護保険法第九条の規定にかかわらず、当分の間、四十歳以上六十五歳未満の同法第七条第八項に規定する医療保険加入者又は六十五歳以上の者であつて、障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）第十九条第一項の規定による支給決定（同法第五条第六項に規定する生活介護（以下この項において「生活介護」という。）及び同条第十一項に規定する施設入所支援に係るものに限る。）を受けて同法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設に入所しているもの又は身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の十一第二項の規定による支給の決定（同法第五条第四項に規定する身体障害者療護施設支援に係るものに限る。）を受けて同法第十七条の二十四第一項の規定により都道府県知事が指定する身体障害者療護施設に入所しているもの若しくは同法第十八条第三項の規定により身体障害者療護施設に入所しているものその他特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるものは、介護保険の被保険者としない。

（適用除外に関する経過措置）

第十一條 介護保険法第九条の規定にかかわらず、当分の間、四十歳以上六十五歳未満の同法第七条第八項に規定する医療保険加入者又は六十五歳以上の者であつて、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の十一第二項の規定による支給の決定（同法第五条第四項に規定する身体障害者療護施設支援に係るものに限る。）を受けて同法第十七条の二十四第一項の規定により都道府県知事が指定する身体障害者療護施設に入所しているもの若しくは同法第十八条第三項の規定により身体障害者療護施設に入所しているものその他特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるものは、介護保険の被保険者としない。

2

(略)

2

(略)

○生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）新旧対照表（平成十八年一月一日施行）

（附則第八十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（保護の実施機関についての特例）	（保護の実施機関についての特例）
第八十四条の三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の十第一項の規定により施設訓練等支援費の支給を受けて若しくは同法第十八条第三項の規定により入所措置がとられて身体障害者療護施設に入所している者、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の三十二第一項の規定により障害者自立支援法（平成十七年法律第二百八十三号）第五条第六項に規定する共同生活援助（以下この条において「共同生活援助」という。）を行う住居に入居している者、老人福祉法第十一条第一項第一号の規定により養護老人ホームに入所し、若しくは同項第二号の規定により特別養護老人ホームに入所している者又は障害者自立支援法第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により訓練等給付費若しくは特例訓練等給付費の支給を受けて共同生活援助を行う住居に入居している者に対する保護	第八十四条の三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の十第一項の規定により施設訓練等支援費の支給を受けて若しくは同法第十八条の規定により入所措置がとられて身体障害者療護施設に入所している者又は老人福祉法第十一条の規定により養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームに入所している者に対する保護については、その者がこれらの施設に引き続き入所している間、その者は、第三十条第一項ただし書の規定により入所しているものとみなして、第十九条第三項の規定を適用する。

第八十四条の三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の十第一項の規定により施設訓練等支援費の支給を受けて若しくは同法第十八条第三項の規定により入所措置がとられて身体障害者療護施設に入所している者、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の三十二第一項の規定により障害者自立支援法（平成十七年法律第二百八十三号）第五条第六項に規定する共同生活援助（以下この条において「共同生活援助」という。）を行う住居に入居している者、老人福祉法第十一条第一項第一号の規定により養護老人ホームに入所し、若しくは同項第二号の規定により特別養護老人ホームに入所している者又は障害者自立支援法第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により訓練等給付費若しくは特例訓練等給付費の支給を受けて共同生活援助を行う住居に入居している者に対する保護

第八十四条の三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の十第一項の規定により施設訓練等支援費の支給を受けて若しくは同法第十八条第三項の規定により入所措置がとられて身体障害者療護施設に入所している者、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の三十二第一項の規定により障害者自立支援法（平成十七年法律第二百八十三号）第五条第六項に規定する共同生活援助（以下この条において「共同生活援助」という。）を行う住居に入居している者、老人福祉法第十一条第一項第一号の規定により養護老人ホームに入所し、若しくは同項第二号の規定により特別養護老人ホームに入所している者又は障害者自立支援法第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により訓練等給付費若しくは特例訓練等給付費の支給を受けて共同生活援助を行う住居に入居している者に対する保護

第八十四条の三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の十第一項の規定により施設訓練等支援費の支給を受けて若しくは同法第十八条第三項の規定により入所措置がとられて身体障害者療護施設に入所している者、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の三十二第一項の規定により障害者自立支援法（平成十七年法律第二百八十三号）第五条第六項に規定する共同生活援助（以下この条において「共同生活援助」という。）を行う住居に入居している者、老人福祉法第十一条第一項第一号の規定により養護老人ホームに入所し、若しくは同項第二号の規定により特別養護老人ホームに入所している者又は障害者自立支援法第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により訓練等給付費若しくは特例訓練等給付費の支給を受けて共同生活援助を行う住居に入居している者に対する保護

については、その者がこれらの施設又は住居に引き続き入所し、又は入居している間、その者は、第三十条第一項ただし書の規定により入所しているものとみなして、第十九条第三項の規定を適用する。

○生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）

（附則第八十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（保護の実施機関についての特例）

第八十四条の三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項の規定により障害者自立支援法（平成十七年法律第二百八十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（以下この条において「障害者支援施設」という。）に入所している者、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十六条第一項第二号の規定により障害者支援施設若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第二百六十七号）第十一一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下この条において「のぞみの園」という。）に入所している者、老人福祉法第十一条第一項第一号の規定により養護老人ホームに入所し、若しくは同項第二号の規定により特別養護老人ホームに入所している者又は障害者自立支援法第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により訓練等給付費若しくは特例訓練等給付費の支給を受けては障害者自立支援法第二十九条第一項若しくは第三十条

（保護の実施機関についての特例）

第八十四条の三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の十第一項の規定により施設訓練等支援費の支給を受けて若しくは同法第十八条第三項の規定により入所措置がとられて身体障害者療護施設に入所している者、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の三十二第一項の規定により障害者自立支援法（平成十七年法律第二百八十三号）第五条第六项に規定する共同生活援助（以下この条において「共同生活援助」という。）を行う住居に入居している者、老人福祉法第十一条第一項第一号の規定により養護老人ホームに入所し、若しくは同項第二号の規定により特別養護老人ホームに入所している者又は障害者自立支援法第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により訓練等給付費若しくは特例訓練等給付費の支給を受けて共同生活援助を行う住居に入居している者に対する保護

第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等の支給を受けて障害者支援施設、のぞみの園若しくは同法第五条第一項の厚生労働省令で定める施設に入所している者に対する保護については、その者がこれらの施設に引き続き入所している間、その者は、第三十条第一項ただし書の規定により入所しているものとみなして、第十九条第三項の規定を適用する。

については、その者がこれらの施設又は住居に引き続
入所し、又は入居している間、その者は、第三十条第一
項ただし書の規定により入所しているものとみなして、
第十九条第三項の規定を適用する。